

入札説明書

令和8年札幌市告示第1023号に基づく入札等については、札幌市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和8年3月6日

2 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル8階
札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部デジタル企画課
電話：011-211-2136
メールアドレス：ictplan@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 調達する役務の名称
令和8年度札幌駅前通地下歩行空間北2条広場デジタルサイネージ運営等業務
- (2) 調達案件の仕様等
仕様書による。
- (3) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (4) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「情報サービス、研究・調査企画サービス、その他サービス」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札に要求される事項

(1) 入札書及び関係書類の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（以下「参加申請に係る書類」という。）を、下記(4)アの提出期限までに提出しなければならない（送付の場合は必着のこと）。提出方法は原則として郵送によることとするが、書面による持参も可とする。また、入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札書の提出後これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

- (2) 参加申請に係る書類及び入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記2に同じ

- (3) 入札説明書の交付方法
上記2の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。
URL：http://www.city.sapporo.jp/kikaku/keiyaku/r8_kita2jo.html
- (4) 参加申請に係る書類及び入札書の提出
入札参加者は、参加申請に係る書類及び入札書を次のとおり提出しなければならない。
- ア 参加申請に係る書類及び入札書の提出期限等
- (ア) 提出期限
参加申請に係る書類 令和8年3月12日（木）15時00分
入札書 令和8年3月16日（月）15時00分
※ いずれも送付の場合は必着のこと。
- (イ) 提出場所
上記2と同じ
- (ウ) 参加資格の確認結果の通知
上記(ア)の期限までに提出された参加申請に係る書類の審査の結果、上記4に掲げる入札参加資格が「無」の場合のみ、令和8年3月13日（金）までに該当者に通知する（有の場合は通知しない）。
※ 参加申請に係る書類の提出がない場合には、入札書等が提出されても無効とする。
- イ 提出方法
原則として郵送によること。ただし、開札場所への直接持参も可とする。FAX、電子メールその他の方法による提出は認めない。
- ウ 入札書の提出に当たっての留意事項
- (ア) 入札書は、5(3)のホームページで公表している様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年3月16日（月）15時30分開札〔令和8年度札幌駅前通地下歩行空間北2条広場デジタルサイネージ運営等業務〕の入札書在中」の旨を記載すること。
- (イ) 入札書を持参により提出する場合は、上記(ア)により作成した封書を上記2あてに上記アの提出期限までに直接提出すること。
- (ウ) 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和8年3月16日（月）15時30分開札〔令和8年度札幌駅前通地下歩行空間北2条広場デジタルサイネージ運営等業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記アの提出期限までに送付すること。
- (エ) 入札参加者は、いったん提出した入札書及び参加申請に係る書類は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 代理人による入札
- ア 代理人（又は復代理人。以下同じ。）が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記名して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状を入札書とともに提出すること。
- イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札等

- (1) 開札の日時及び場所
令和8年3月16日（月）15時30分
ORE札幌ビル8階 デジタル戦略推進局会議室
（〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7）
- (2) 開札
- ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情がある

と認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(3) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 上記5(4)の参加申請に係る書類及び入札書の提出以後、落札者の決定までの間に上記4の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

(4) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

7 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(2) 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(3) 入札参加資格を満たさなくなった者の取扱い

上記5(4)の参加申請に係る書類及び入札書の提出以後、入札参加資格を満たさなくなった場合は、その者の入札を無効とし、上記6(2)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(4) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付せず、又はこれに代える担保を提供しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

8 契約締結

(1) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することができる。

(2) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 契約条項

契約書（案）のとおり

9 その他

(1) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付、又は電子メールにより提出すること。なお、FAXによる提出は認めない。

イ 提出期限

令和8年3月11日（水）11時00分まで

ウ 提出先

(ア) 持参又は送付の場合

上記2と同じ

(イ) 電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「令和8年度札幌駅前通地下歩行空間北2条広場デジタルサイネージ運営等業務に係る質問について」とすること。

メールアドレス：ictplan@city.sapporo.jp

エ 回答書の閲覧

令和8年3月11日（水）以降、札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部HPに掲載する。

(2) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（休日を除く。）に次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ

イ 提出方法

提出は持参又は送付とする。

以上